

風力発電施設に係る 環境影響評価制度

環境省総合環境政策局
環境影響評価課
環境影響審査室



未来が変わる。
日本が変わる。

風力発電事業の法対象化



背景①

(低炭素社会への転換に向けた期待)

- ・低炭素社会への転換に当たり、再生可能エネルギーの導入は重要。中でも、風力発電は、出力が不安定といった課題が指摘されるものの、相対的に発電コストが低いこともあり、導入に期待。

(環境影響の懸念)

- ・一方、騒音・低周波音に関する苦情、希少な鳥類の衝突事故(バードストライク)、土地改変に伴う動植物や水環境への影響、景観への影響等の環境影響が指摘。

(環境アセスメントの実施状況)

- ・一部自治体においては条例による環境アセスメントが義務付け。また、「NEDOマニュアル」による自主的な環境アセスメントが実施。しかしながら、条例以外のアセスにおいては、約1/4の案件で住民の意見聴取手続きが行われていないなどの課題。



中央環境審議会の答申(2010年2月):「風力発電施設の設置を法の対象事業として追加することを検討すべき」

背景②

○ 騒音・低周波音

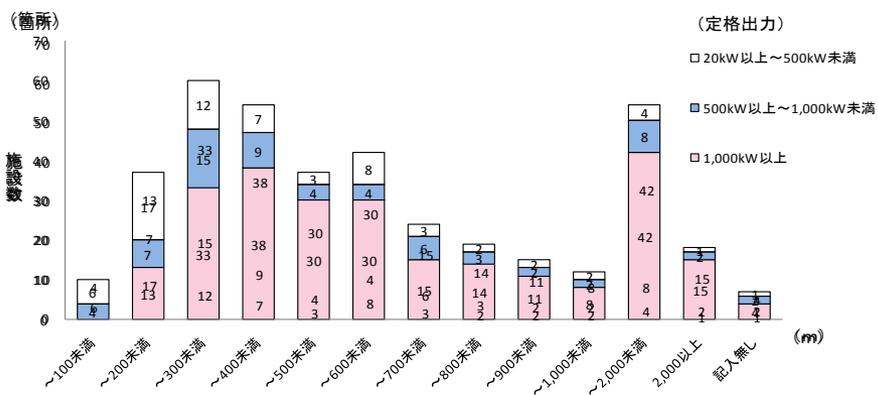
▶64か所の風力発電所において苦情等が発生

▶総出力別の苦情等の発生状況(最寄り苦情者宅までの距離が600m以内):

- 5,000kW～1万kW：27%で苦情等が発生
- 1万kW～1.5万kW：38%で苦情等が発生
- 1.5万kW～2万kW：44%で苦情等が発生
- 2万kW～3万kW：69%で苦情等が発生

▶風力発電所から最寄り住宅までの距離:

- 300m未満：107か所(28%)
- 300m～500m：91か所(23%)
- 500m～1,000m：112か所(29%)
- 1,000m以上：72か所(19%)



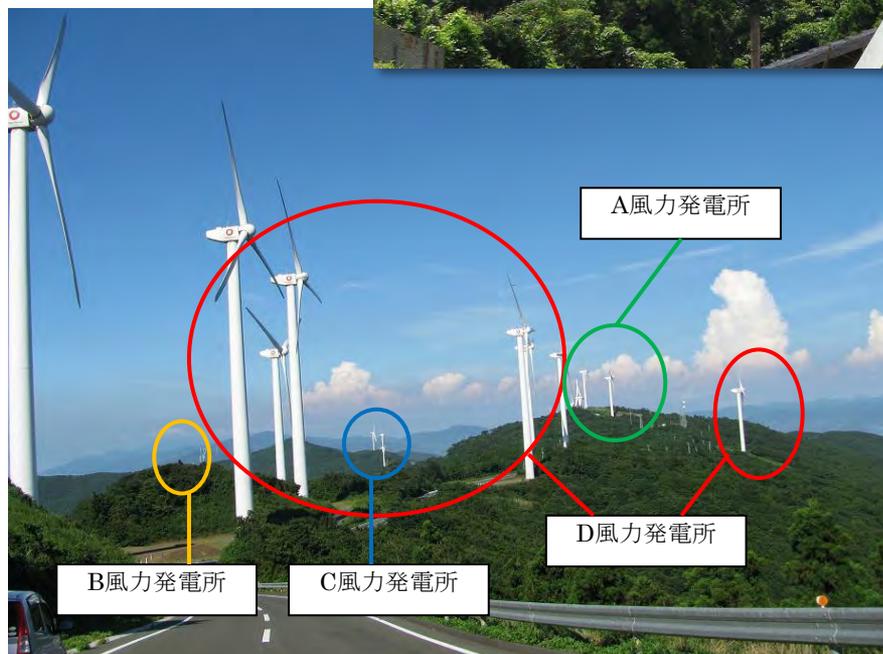
出典 環境省

○ 景観

近隣の住宅から見た風力発電設備の例(右)



眺望景観の中で複数の風力発電所が視認される例(下)



出典 環境省

(いずれも愛媛県佐田岬)

○土地改変(動植物・生態系への影響、水の濁りの影響)



尾根等での風力発電設備、建設に伴う道路付設等により、自然環境への影響や土砂流出等の懸念

出典 当該風力発電所に関するホームページ



(参考)
土地改変面積のスケール感

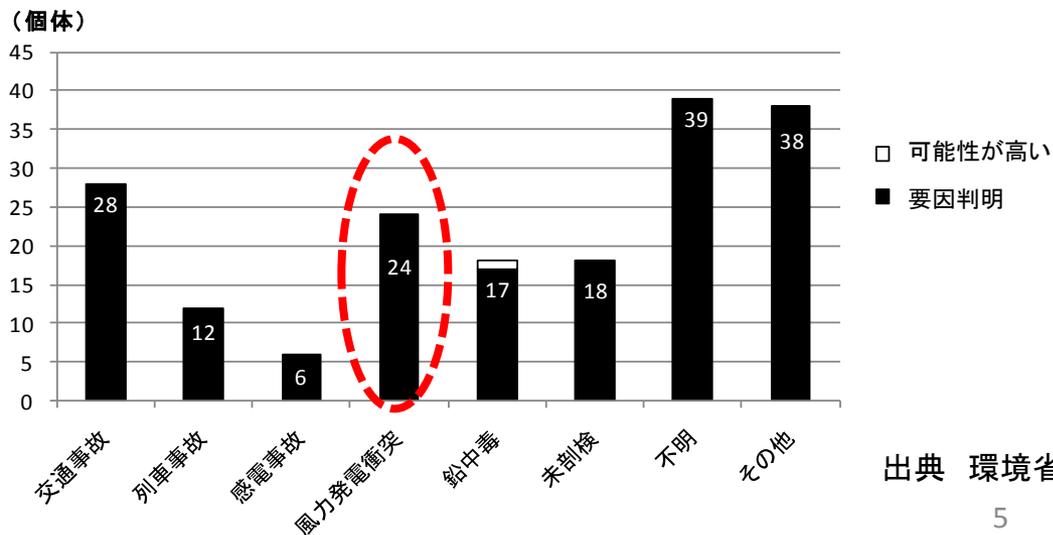
- ・風力発電1万kW 当たり5ha前後
- ・火力発電15万kW 当たり3.3ha程度

○バードストライク

判明している限り、オジロワシ(※)の傷病原因の第2位が「風車衝突」(北海道内)



出典 環境省



※オジロワシは、絶滅危惧 I B類(環境省レッドリスト)、国内希少野生動植物種(種の保存法)、天然記念物(文化財保護法)に該当。

< 条例において風力発電を対象としている自治体 >

地方公共団体	規模要件
福島県	○第1区分事業: 総出力10,000kW以上又は15台以上 ○第2区分事業: 総出力7,000kW～10,000kW又は 10台～14台
長野県	総出力10,000kW以上
滋賀県	総出力1,500kW以上
兵庫県 (神戸市)	○県下一律:総出力1,500kW以上 ○自然公園等特別地域:総出力500kW以上
岡山県	総出力1,500kW以上
長崎県	総出力15,000kW以上又は10台以上
新潟市	○一般地域:総出力10,000kW以上 ○特別配慮地域:総出力6,000kW以上

※平成23年5月時点で、風力発電事業を条例の対象としている又はその予定がある自治体は約半数に留まる(環境省アンケート調査)。

< 自主的な環境影響評価 >

- 補助金の交付に当たって、NEDOマニュアルに基づき、環境アセスを実施。
- NEDOマニュアルは、総出力1万kW以上を対象として想定。一定の制約はあるものの、関係市町村への情報提供、供用段階における環境影響の調査、予測及び評価手法等が示されている。

< 法令において風力発電を対象としている諸外国 >

国名	規模要件
米国	5万kW超(発電所共通の規模) ※1
フランス	タワーの高さ50m超 ※1、3
韓国	10万kW以上
スペイン	50基以上、ラムサール条約湿地等では10基以上 ※2
オランダ	1.5万kW以上又は10基以上(スクリーニング)
ポルトガル	20基以上、ラムサール条約湿地等では10基以上(スクリーニング)
イタリア	0.1万kW以上 ※2
イギリス	3基以上(スクリーニング)
デンマーク	4基以上又は全体の高さ80m超 ※2、3
ドイツ	20基以上 6～19基(一般的スクリーニング) 3～5基(簡易スクリーニング)
カナダ	新設(簡易的なアセス)
中国	5万kW以上 ※1

※1:アセス必須の規模以下のものは簡易的なアセスを実施

※2:アセス必須の規模以下のものはスクリーニングを実施

※3:定格出力2,000kWの場合、タワーの高さは60～80m程度、
全体の高さは90～120m程度

概要①

【改正の経緯】

- ・中央環境審議会答申(平成22年2月22日):「風力発電施設の設置を法の対象事業として追加することを検討すべき」
- ・平成22年10月から本年6月まで「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」を実施。

1. 対象事業となる風力発電所の規模要件

【改正の考え方】

- ・指標:大型化の傾向への対応等のため、**総出力**とする。
- ・規模:

出力が1万kW超 騒音・低周波音の苦情の発生割合が3割超
既存の風力発電所の約8割をカバー
出力が1.5万kW超 動植物に対する苦情発生割合が4割超



【改正政令】風力発電所の規模要件は以下の通り。

第1種事業:1万kW以上

第2種事業:0.75万kW以上(第1種事業の規模×0.75)

風力発電所に係る軽微な修正・変更

【改正政令】

○軽微な修正の要件(別表第2関係)

- ・発電所の出力が10%以上増加しないこと、
- ・対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと

○軽微な変更の要件(別表第3関係)

- ・発電所の出力が10%以上増加しないこと
- ・対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと
- ・発電設備の位置が100メートル以上移動しないこと



2. 風力発電所を対象事業に追加する改正政令

風力発電所の追加は、政令改正事項

「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」

- ・平成23年8月9日～9月7日：パブリックコメント(68通、137件)
- ・平成23年11月11日：閣議決定
- ・平成23年11月16日：公布
- ・平成24年10月1日：施行

風力発電事業の法対象化 に伴う経過措置

検討の背景

- 環境影響評価法施行令の改正により、風力発電事業が法対象に追加。
- すでに条例や地方公共団体の行政指導などに基づく手続を進めていた段階から法の手続に移行できるよう、一定の要件を満たす書類を法の手続によって作成される書類に相当する書類として指定する。(法第53条第2項)
- 指定に当たっては、環境大臣は地方公共団体等の意見を聞くこととされている。

※これら以外に基づく自主的なアセスを実施している事業については、経済産業省で行政指導指針を検討中。当該指針に基づき、法手続に移行することとなる。

経過措置に係る書類①

法第53条 第2項	満たすべき要件	対応する 法手続
1号	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価項目を記載した書類 ・地方公共団体の長への送付の手続が完了 ・住民からの意見聴取をしている 	第7条(公告・縦覧の手続)を経た方法書
2号	<ul style="list-style-type: none"> ・1号で指定されている書類が存在する ・環境保全の見地からの意見の概要(又は意見そのもの)を記載した書類 ・地方公共団体の長に送付されている 	第9条(環境保全の見地からの意見概要の送付)の手続を経た方法書
3号	<ul style="list-style-type: none"> ・1号で指定されている書類が存在する ・関係地方公共団体の長が環境保全の見地からの意見を述べている 	第10条第1項(知事意見の提出)の手続を経た書類
4号	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全の見地から、一般の意見を聞くための準備として作成された書類 ・公告・縦覧の手続が行われている ・説明会の手続(開催できない場合は周知の手続)が行われている 	法第16条(準備書の公告・縦覧)及び第17条(準備書説明会)の手続を経た準備書

経過措置に係る書類②

法第53条 第2項	満たすべき要件	対応する 法手続
5号	<ul style="list-style-type: none"> ・4号に指定されている書類がある ・環境保全の見地からの意見の概要(又は意見そのもの)を記載している ・地方公共団体の長に送付される 	法第19条(環境保全の見地からの意見概要の送付)の手続を経た準備書
6号	<ul style="list-style-type: none"> ・4号に指定されている書類がある ・地方公共団体の長が環境保全の見地からの意見を述べている 	法第20条第1項(知事意見の提出)の手続を経た書類
7号	<ul style="list-style-type: none"> ・4号に指定されている書類がある ・関係地方公共団体の長が環境保全の見地からの意見を述べている ・上記の意見に基づき、書類の内容について検討が行われ、その結果を記載している 	法第20条第2項(知事意見等を踏まえた修正)の手続を経た評価書
8号	<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関(国の機関)が意見を述べる機会がある ・その意見に基づき、書類の内容について検討が行われ、その結果を記載している 	法第26条第2項(関係行政機関からの意見を踏まえた評価書の補正)を行った評価書
9号	<ul style="list-style-type: none"> ・各種意見聴取手続を経た最終的なものとして公告されている 	法第27条(補正した評価書の公告)の手続を経た評価書

現行制度との対応

国民

都道府県知事
市町村長

事業者

国

スコーピング

方法書の作成

意見

意見の概要

意見

1号

2号

3号

項目・手法の選定

アセスメントの実施

調査・予測・評価

アセスメントの結果について 意見を聴く手続

準備書の作成

意見

意見の概要

意見

4号

5号

6号

7号

環境大臣の意見

評価書の作成

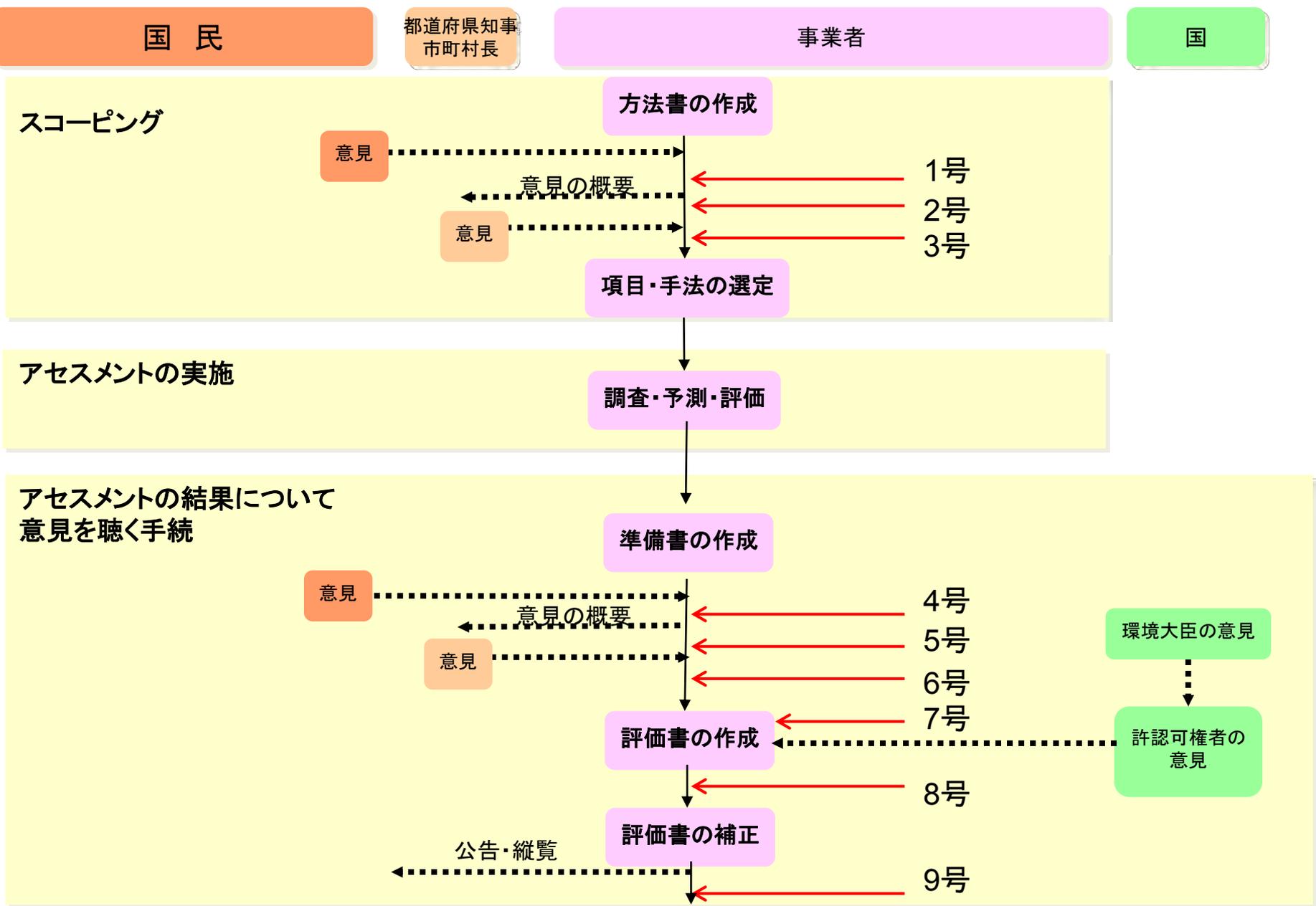
許認可権者の
意見

8号

評価書の補正

公告・縦覧

9号



○経過措置に係る告示

**環境影響評価法の経過措置に係る書類であって作成の根拠が条例
又は地方公共団体の行政指導等であるもの**

- ・平成24年2月10日～3月12日：パブリックコメント
- ・平成24年4月中旬：告示(予定)

スケジュール

法改正に伴う政省令改正等

改正法の公布

改正法第一段階の施行に対応
するための改正政省令の公布

改正法の一部施行

基本的事項(環境省告示)の公表

主務省令の公布

改正法第二段階の施行に対応
するための改正政省令の公布

改正法の完全施行

2011年

4月22日成立
4月27日公布

←10月14日
11月11日→
閣議決定

2012年
4月

2012年
秋頃

2013年
4月

風力発電設備の追加に伴う 政令改正

風力発電所を対象事業に
追加するための改正政令
の公布

風力発電所の法対象化
に伴う経過措置に係る告
示

風力発電所を対象事業に
追加するための改正政令
の施行(2012.10.1)

風力発電等導入等に係る 環境影響評価促進モデル事業



モデル事業の概要

○事業の必要性・目的

東日本大震災を契機として、低炭素社会の構築に貢献し、かつ自立分散型で災害にも強い風力発電等の再生可能エネルギーの役割が、これまで以上に重要になってきており、今後、風力発電等は急激かつ大幅な設置の増加が見込まれる。

環境省では、平成24年10月から風力発電所の設置等の事業を環境影響評価法の対象とすることとしており、本事業により、風力発電所の設置事業等における環境影響評価手続の先行実施の推進及び環境基礎情報の提供等を行うことを通じて、質が高く効率的な環境影響評価の実施を促進する。

(1) 風力発電等アセス先行実施モデル事業

改正環境影響評価法の全面施行前に、風力発電所等の設置事業における配慮書段階の環境影響評価手続に先行的に取り組む事業者によるモデル事業を実施する。

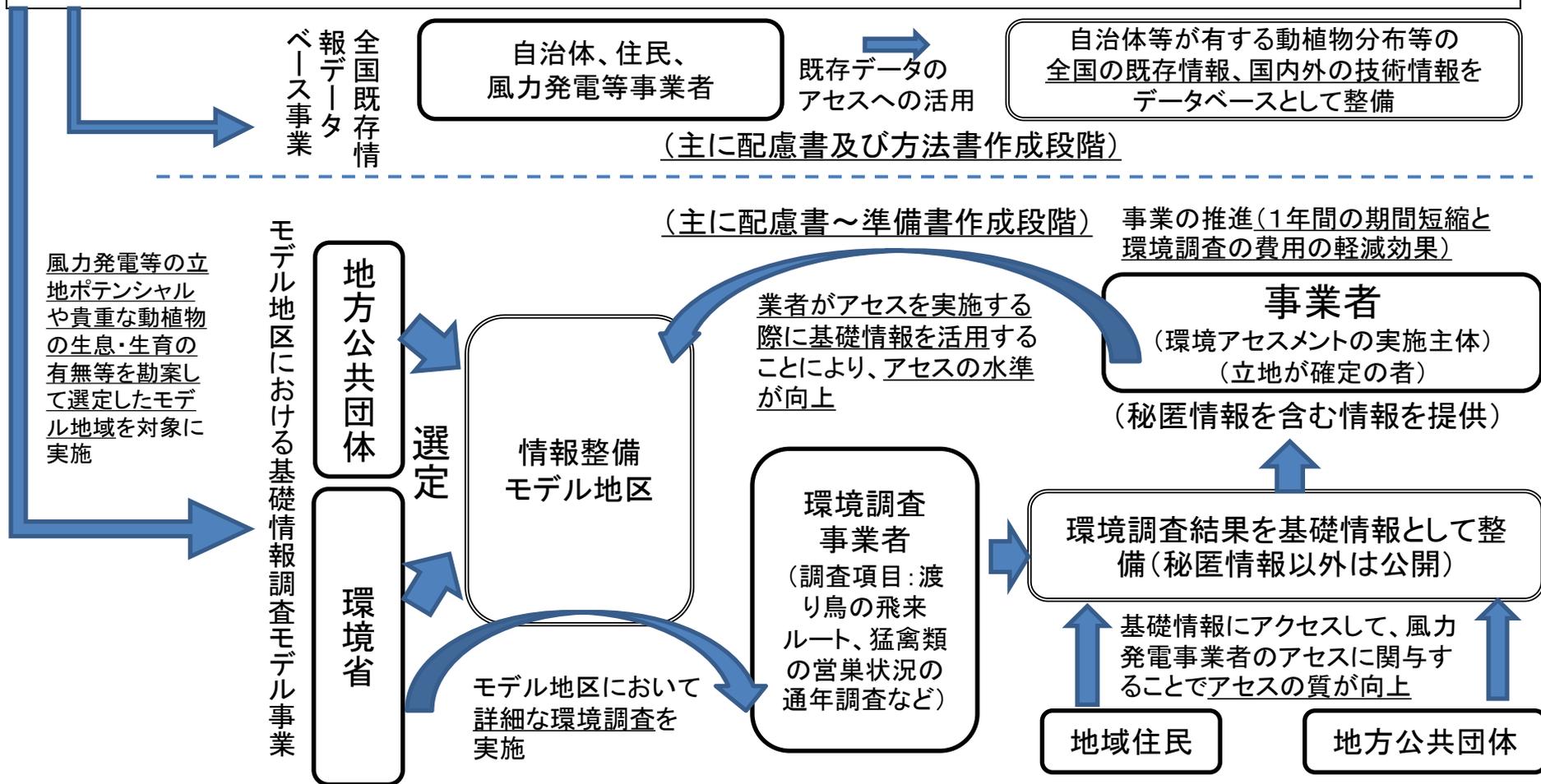
(2) 風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業

① 風力発電等アセス先行実施モデル事業(継続)

◎風力発電所等について、配慮書段階の環境影響評価手続に先行的に取り組む事業者によるモデル事業を実施

② 風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(新規)

◎風力発電所等の環境アセスメントに必要な環境基礎情報の整備・提供を実施



ご清聴、ありがとうございました。

